

社会福祉法人 あきる野市社会福祉協議会 令和6年度ボランティア・市民活動団体事業費助成事業について

1 申請可能団体について

申請可能な団体は、以下の要件をすべて満たす団体です。

- ①あきる野市民を対象に、福祉課題や社会的課題に取り組む公益的な活動を行う団体
- ②5人以上の会員で構成されている法人格を持たないボランティア・市民活動団体
- ③主にあきる野市内に活動拠点が設置されている団体
- ④団体規約や会計機能を有し、継続的な活動が可能である団体
- ⑤社協登録ボランティア・市民活動団体または、社協登録団体となることを了承する団体

あきる野市社会福祉協議会（以下「本会」という。）に登録しているボランティア・市民活動団体（以下「登録団体」という。）に限らず、市内で活動するボランティア・市民活動団体からも募集します。ただし、登録団体の申請をしていただくことが必要となります（審査あり）。
なお、他の団体等から活動費の助成を受けているボランティア・市民活動団体は、登録できません。

【ボランティア・市民活動団体とは、】

日ごろから行う活動が地域社会と関わりをもち、不特定多数の市民を対象に、福祉課題や社会的課題に取り組む公益的な活動を行う団体をいいます。自己及び団体の資質向上を主な目的として活動する団体は、ボランティア・市民活動団体とはなりません。

2 対象事業について

ボランティア・市民活動団体事業費助成事業は、登録団体が、通常行っている活動に対して助成するものではありません。通常の活動ではできない事業（特に市民への福祉啓発などを目的として）を実施する場合に助成するものです。

①広く市民に対して行う社会福祉等に関する研修会

- ・地域福祉を推進または、啓発するための研修会や講演会、講座など
- ・高齢、障がい、児童などの福祉をテーマとした研修会や講演会、講座など

②一般市民を対象として企画実施する地域福祉の向上を図ると認められる事業

登録団体が行う活動が、1年または、一定期間（同年度内に限る）を通して、一般市民を対象としたボランティア・市民活動に関わる事業。

【過去の助成事業】

- ・ 熟年男性を対象として栄養指導をする料理教室（高齢者の介護予防など）
- ・ 市民に傾聴を理解してもらうための講演会（地域福祉の推進、ボランティア啓発）
- ・ 視覚障がい者を理解し、音訳するボランティアを養成する講座（障がい者理解、啓発）
- ・ 地域の青少年支援として自宅を開放し、本の貸出しや読み聞かせをする事業（地域福祉の推進、児童福祉）

※対象外の事業

- ①親睦を目的とした行事などの事業
- ②登録団体の会員のみが参加する技術向上を目的とした研修会などの事業
- ③他の機関から既に助成金を受けている事業

3 事業の実施期間

令和6年7月1日（月）から令和7年3月31日（月）まで

※年度を超えての事業実施はできません。

4 助成金を活用できる内容

項目	内容
協力者謝礼金	講師等への謝礼、交通費など
会場賃借料	会場使用料、機材等の借用料など
通信運搬費	通信、運搬にかかる経費など
印刷製本費	印刷にかかる経費（ポスター、資料など）
事業消耗品	対象の事業に必要な消耗品（用紙、封筒等）、その他
事業保険料	対象の事業の行事保険料等

※飲食にかかる経費についての支出は認められません。

5 助成金申請限度額

1団体5万円を限度 令和6年度総額20万円

※予算内の助成金交付のため、対象の事業であっても交付金の減額及び支給決定されないことがあります。

6 申請書類

以下の書類を提出していただきます。

- ① 事業費助成金交付申請書
- ② 事業収支予算書
- ③ ボランティア・市民活動団体登録申請書
- ④

{	団体の規約もしくは会則等	
	団体の会員名簿	・・・・・・・・自由書式、団体が作成したもの
	団体の活動がわかる書類等	
- ⑤ その他本会会長が必要と認めた書類

※登録団体は、③、④、⑤の書類の提出は必要ありません。

※新規で登録を希望するボランティア・市民活動団体は、③、④の書式の他に決算に関する書類等を提出いただくことがあります。

7 申請受付期間

令和6年5月15日（水）から6月5日（水）まで ※期限厳守でお願いします。

8 助成の交付決定及び交付時期

6月末頃 申請した各団体へ交付決定の可否等を通知します。

※助成金の交付決定を受けた団体（以下「助成団体」という。）は、事業費助成金交付請求書を提出してください。

※事業助成金交付請求書提出後、1週間程度で指定の口座へ交付金を振り込みます。

9 審査方法

本会理事・評議員、ふれあい福祉員、福祉関係者、一般ボランティア等で構成される、地域福祉活動推進委員会（6月頃開催）にて、その内容を審査し、本会会長が決定します。

10 助成金の決定の取り消し及び返還

助成団体が以下のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を全部または、一部を取り消し、返還していただくことがあります。

- ① 偽りその他の不正手段により助成金の交付を受けたとき。
- ② 助成金を他の目的に使用したとき。

- ③事業の助成対象経費が助成額に満たなかったとき。
- ④その他不適切な事由が認められるとき。

1 1 団体事業費助成金実績報告書等の提出

助成事業が終了した場合は、速やかに以下の書類を提出していただきます。

- ①団体事業費助成金実績報告書
- ②事業報告書
- ③事業収支決算書
- ④領収書（助成対象のすべての支出分。コピー可。）
- ⑤その他、事業内容が分かる写真やチラシなど。

1 2 対象事業の広報

助成団体は、出来るだけ多くの市民に参加いただけるよう助成事業の広報を積極的に行ってください。また、チラシやポスターを作成する際は、本会の助成を受けて実施する事業であることを必ず明記してください。

なお、あいネット、ボランティア情報誌において、助成事業の広報することもできます。ただし、紙面の調整等もありますので、広報発行日（奇数月 15 日発行）の 2 か月前に実施予定日や掲載する記事の連絡が必要です。

市役所の広報に掲載することができます。詳しくは、あきる野市役所市長公室（広報担当）までお問い合わせください。

1 3 助成金の原資

この事業における助成金の原資は、各町内会・自治会をはじめ、市民の方々にご協力いただいている歳末たけあい・地域福祉活動募金の一部を地域福祉の向上を図るために使用させていただいています。助成金を受けて事業を実施する団体の皆さんは、このことを十分ご理解してください。

■申請・連絡先

社会福祉法人 あきる野市社会福祉協議会

あきる野ボランティア・市民活動センター 担当 慎、田中、後藤

TEL 595-9033 FAX 559-3561

E-Mail volunteer-c@akiruno-shakyo.or.jp